

TABLE REQUEST by RELOCLUB 利用規約

TABLE REQUEST by RELOCLUB 利用規約（以下「本規約」といいます。）は、株式会社リロクラブ（以下「サービス提供者」または「当社」といいます。）が提供・運営する「TABLE REQUEST by RELOCLUB」と称する予約情報及び顧客情報等を管理するデータベースを提供するサービス（理由の如何を問わず、サービス名称又は内容が変更された場合は変更後のサービスを含みます。以下「本サービス」といいます。）の利用条件を定めた規約書です。本規約は、本サービスに付随する業務またはサービス等を提供するにあたり、本規約に同意してサービス利用を申込みした法人、団体または個人（以下「本契約者」といいます。）向けに、当社と本契約者との間で必要な事項を定めることを目的としたものです。なお、当社は、本サービスにかかる業務の一部または全部を株式会社 Bespo（以下「サービス運営者」といいます。）に委託するものとします。

第1章 総則

第1条（契約の申込み）

本契約者は、本規約の内容に承諾した上で、当社所定の契約申込書（以下「契約申込書」といいます。）を当社に提出することにより、サービス利用の申込みを行うものとします。

第2条（契約の申込みの承諾）

1. 当社は次の各号に掲げる事由のいずれかに該当する場合は、前条の申込みを承諾しないことがあります。

- (1) 契約申込書に不備若しくは事実と反する内容がある場合、又はそのおそれがあるとき。
- (2) 本契約者が利用料金その他の当社に対する金銭債務（当社がその債権を第三者に譲渡した債務を含みます。）の支払を怠り、又は怠るおそれがあると当社が判断したとき。
- (3) 本契約者が第4章に定める義務の一つにでも違反するおそれがあると当社が判断したとき。
- (4) 当社が技術上又は業務の遂行上支障があると判断したとき。
- (5) 本契約者が、過去に当社から本サービスの提供を停止され、又は本規約を解除されたことがあるとき。
- (6) その他当社が不相当と判断したとき。

2. 本規約は、前条の契約申込書を当社が受領し、本契約者に対してその承諾を行った時点で、本契約者と当社との間で成立するものとします。

第3条（通知・届出）

1. 当社は、本契約者に対して行う各種通知を、住所、電話番号、電子メールアドレスその他当社へ届け出た連絡先（以下「届出連絡先」といいます。）への郵送、電子メールにより、通知するものとします。

2. 当社が本契約者への通知を郵送で行った場合、当該通知は通常到達すべきときに到達したものとみなします。また、当社が本契約者への通知を電子メールで行った場合、当該電子メールの送信がなされた時点で通知の効力を生じるものとします。なお、当社から通知された電子メールの内容を文字化け等により読み取ることができない場合は、本契約者は直ちに当社にその旨を連絡し、その通知内容を確認するものとします。

3. 本契約者は、届出連絡先に変更があった場合は、速やかにその旨を当社に届け出るものとします。この場合、当社は、本契約者に対し、その届け出に係る変更の事実を証明する書類の提示又は提出を求めることができるものとし、本契約者はこれに応じるものとします。なお、届出連絡先に変更があったにもかかわらず、当社に届け出がないとき（届け出後、当社がその変更内容を確認できるまでの間を含みます。）は、本規約に定める当社からの通知については、当社が届け出を受けている届出連絡先への通知をもって

その通知を行ったものとみなします。

第4条（契約期間等）

1. 本規約の有効期間は、契約成立の日から1年間とします。但し、期間満了の90日前までに当社又は本契約者のいずれからでも契約終了の意思表示がない限り、期間満了日の翌日から更に1年間自動的に更新されるものとし、以降も同様とします。
2. 本サービスの利用開始日は、当社が定めるものとし、別途前条に定める方法により本契約者に通知されるものとします。
3. 第1項の規定にかかわらず、本規約が終了した場合でも、本項、第22条（権利義務の譲渡禁止）、第25条（本サービスの提供中断）、第26条（本サービスの廃止）第3項、第28条（個人情報の取り扱い）、の定めは引き続き効力を有するものとします。
4. 本契約者は、本サービスの利用の対価（以下「利用料金」といいます。）として、別紙に定める金額をサービス提供者に対し支払うものとします。
 - (1) 本契約者は、利用料金について、当該利用料金に加算される消費税（地方消費税を含みます。）相当額とともに、サービス提供者が指定する期日（以下「支払期日」といいます。）までに、サービス提供者が指定する方法によって支払うものとします。なお、支払いに先立ち、サービス提供者又はサービス提供者が指定する第三者は、本契約者に対し、請求書を発行します。
 - (2) サービス提供者は、本契約者より受領した利用料金について、サービス提供者の責に帰すべき事由による場合を除いて一切の返金、返還をしないものとします。
 - (3) 本契約者は、利用料金（延滞利息を除きます。）について、支払期日を経過してもなお支払がない場合には、支払期日の翌日から支払の日の前日までの日数について1年（365日）につき14.6%の割合で計算して得た額を延滞利息として、サービス提供者が指定する期日までに支払うものとします。

第5条（本規約の変更）

当社は、本契約者に通知することで、いつでも本規約の内容を変更することができるものとします。なお、本規約の内容が変更された場合は、変更後の本規約が適用されるものとします。ただし、本契約者に不利益となる変更を行う場合には、当社は本契約者に対し、事前に変更する内容を通知するものとします。

第2章 本サービスの内容

サービス提供者及びサービス運営者（以下、「サービス提供者等」といいます）は、本サービス運営上の事由があるときは、いつでも、本サービスの内容（本サービスで利用可能な各機能を含み、以下同じとします。）の全部又は一部を変更し、追加し、又は廃止（以下総称して「本サービス変更等」といいます。）することができるものとします。但し、本サービス変更等が本契約者又は本サービス利用者に重大な影響を及ぼすとサービス提供者等が判断したときは、サービス提供者等は、あらかじめ当該本サービス変更等の内容について、本契約者に通知するものとし、対応を協議するものとします。なお、サービス提供者等は、サービス提供者等の故意又は重大な過失による場合を除いて、本サービス変更等により本契約者、本サービス利用者その他の第三者に損害が生じたとしても、一切責任を負いません。

第6条（定義）

「予約」

ユーザー（以下に定義します。）が締結した、自らが第三者に対して飲食等に係る役務を提供することを内容とする契約をいいます。予約に基づき飲食等に係る役務提供を受ける第三者を、以下「顧客」といいます。

「予約情報」

予約を行った顧客の氏名・電話番号・メールアドレス等のパーソナルな情報、予約の時間、予約した店舗の情報、人数、アレルギー情報、コース予約の有無・内容その他、予約に関する情報をいいます。

「ユーザー」

利用登録（第7条に定義します。）を行い、本サービスを利用して、予約の管理等を行うことが可能となった法人、団体又は個人をいいます。なお第1章において「本契約者」と定義されたものと基本的には同義とします。

「登録店舗」

ユーザーが運営する飲食店のうち、本サービスを利用する店舗として、サービス提供者指定の方法に基づき登録が完了した店舗をいいます。

「ユーザー基本情報」

ユーザーが利用登録する際に、サービス提供者の指定に基づきユーザーがサービス提供者に提供した情報をいいます。

「ユーザー契約」

ユーザーと、サービス提供者との間に成立する、本規約に記載の条件で本サービスを利用することを内容とする契約をいいます。なお、契約の成立については本規約の第1章の定める方法、及び本章記載の方法によるものとし、本規約又は本サービスに関してサービス提供者が配布、配信又は掲示する個別規約、パンフレットその他の文書の一切は、本規約の一部を構成するものとします。

「アカウント」

登録店舗が本サービス等を利用するために必要となる、登録店舗ごとに発行されるユーザーID及びパスワード（ユーザーにより変更されたID及びパスワードを含みます。）をいいます。

「コンテンツ」

本サービス上に掲載された情報その他本サービスを通じてアクセスすることができる一切の文章、画像、動画、音声、音楽、その他のデータをいいます。

「サービス提供者ウェブサイト」

ドメインに拘わらず、サービス提供者が運営する、本サービス等に関するウェブサイト（理由の如何を問わず、サービス提供者ウェブサイトの内容が変更された場合は、当該変更後の内容を含みます。）をいいます。

「知的財産権」

著作権（著作権法第27条及び第28条の権利を含みます。）、特許権、実用新案権、商標権、意匠権その他の知的財産権（それらの権利を取得し、又はそれらの権利につき登録等を出願する権利を含みます。）をいいます。

第7条（オーナーアカウントの発行）

1. 本サービス等を利用するためには、以下に定める手順により、本サービス等の利用者として登録（以下「利用登録」といいます。）を行い、オーナーアカウントを取得する必要があります。サービス提供者等指定の利用登録フォームからユーザー基本情報を送信することにより、利用登録を申請することができます。利用登録申請者は、当該申請により、本規約に同意したものとみなします。
2. サービス提供者は、第1項の申請を受け、ユーザー基本情報の内容を審査し、利用登録の諾否を決定します。サービス提供者は、次のいずれかの事由に該当すると判断した場合には、利用登録を拒否することがあります。利用登録の諾否に関するサービス提供者の決定に対する異議のお申し出は、理由の如何を問わず、一切承りません。審査の結果、利用登録を認めた場合、利用登録申請者に対して、オーナーアカウント発行完了通知を発信します。

- ・ ユーザー基本情報の内容に虚偽、誤り又は記載漏れがあった場合
- ・ 過去に、サービス提供者との間で成立した各種契約に違反したことがある場合又はその関係者である場合
- ・ 反社会的勢力等（暴力団、暴力団員、右翼団体、反社会的勢力、その他これに準ずる者を意味します。）であるか、又は資金決済その他を通じて反社会的勢力等の維持、運営若しくは経営に協力若しくは関与する等、反社会的勢力等との何らかの交流若しくは関与を行っている場合
- ・ EU に本店が所在する法人である場合
- ・ 飲食店を自ら経営していない場合
- ・ その他、サービス提供者が利用登録を適当でないと判断した場合

3. ユーザーは、オーナーアカウント発行完了通知の受領後、サービス提供者等の案内に従い、オーナーアカウントのパスワードを設定するものとします。ユーザーは、ユーザー基本情報の提供にあたっては、真実かつ正確な情報を提供しなければなりません。ユーザー基本情報の内容に虚偽、誤り又は記載漏れがあったことによりユーザーに損害が生じた場合であっても、サービス提供者等は一切の責任を負いません。

第8条（店舗アカウントの発行等）

1. ユーザーは、サービス提供者等指定の方法により、登録店舗の登録又は追加を申請することができます。サービス提供者は、ユーザーから、かかる申請を受けた場合、サービス提供者等の審査基準に従って審査を実施します。審査基準は非公開とし、また事後的に変更される場合があります。店舗の登録に関するサービス提供者等の決定に対する異議のお申し出は、理由の如何を問わず、一切承りません。
2. 前項の審査に合格した場合、サービス提供者はユーザーに対して、店舗アカウント発行完了通知を発信します。
3. ユーザーは、前項の店舗アカウント発行完了通知の受領後、サービス提供者等の案内に従い、店舗アカウントのパスワードを設定するものとします。
4. 店舗アカウントは、オーナーアカウントが存続している期間中に限り利用することができ、オーナーアカウントに紐づいて運用されるものとします。
5. ユーザーは、店舗アカウントを、当該アカウントに紐づく登録店舗以外の店舗（自らが運営する他の店舗を含みます。）のために使用してはならないものとします。

第9条（サービスの利用に関するユーザー契約の成立）

1. サービス提供者が第7条に定めるオーナーアカウント発行完了通知を発信した時点で、オーナーアカウントが発行されたものとし、同時にユーザーとサービス提供者との間で、個別のユーザー契約が成立します。
2. ユーザーが登録店舗の追加の申請を実施し、これに対してサービス提供者等が前条に定める店舗アカウント発行完了通知を発信した時点で、店舗アカウントが発行されたものとし、同時にユーザーとサービス提供者との間で成立しているユーザー契約の内容に当該店舗アカウントが追加されます。

第10条（ユーザー基本情報等の変更）

ユーザーは、ユーザー基本情報に変更があった場合、遅滞なく変更内容をサービス提供者等に通知するものとします。この通知等を怠ったことによりサービス提供者からの連絡が不到達となった場合、当該通知は通常到達すべき時に到達したとみなされるとともに、通知等を怠ったことによりユーザーに生じた損害については、サービス提供者等は一切の責任を負いません。

第11条（アカウントの管理）

1. ユーザーは、自らアカウントを管理するものとし、これを他の登録店舗又は第三者に利用させ、又は貸

与、譲渡、名義変更、売買等をして本サービスを利用させてはならないものとします。

2. サービス提供者は、発行済みアカウントにより本サービス等の利用が行われた場合、当該アカウントを保有するものとして登録されているユーザーが本サービス等を利用したものとみなします。

3. アカウントが盗用された場合のほか、本サービス等が不当に第三者に使用されていることが判明した場合は、ユーザーは、直ちにその旨をサービス提供者に通知するとともに、サービス提供者からの指示に従うものとします。

4. アカウントの管理不十分、使用上の過誤、第三者の使用等による損害の責任はユーザーが負うものとし、サービス提供者等は一切の責任を負いません。

第 12 条（アカウントの抹消等）

1. オーナーアカウントの全部又は一部の停止並びに削除が行われた場合、店舗アカウントも利用することができなくなります。

2. ユーザーは、アカウントの抹消を希望する場合、サービス提供者所定の方法で申請することにより、申請月の末日付で抹消することができます。なお、店舗アカウントが存在している状態でオーナーアカウントを抹消することはできません。

3. 前項の定めにかかわらず、別途サービス提供者等がサービス提供者等ウェブサイト等でご案内する料金プラン等（以下「料金プラン」といいます。）のうちユーザーに適用される料金プランにアカウント有効期間の定めがある場合は、料金プランが優先するものとし、ユーザーは料金プランに記載の条件に従ってアカウントを抹消することができます。

4. 理由の如何を問わずユーザーが保有する全てのアカウントが抹消又は削除された場合、同ユーザーとサービス提供者の間のユーザー契約等は自動的に終了するものとします。

第 13 条（他サービスとの連携）

1. ユーザーは、別途サービス運営者が提供する、ユーザーと顧客との間で、予約を締結するためのプラットフォームを提供するサービス（以下、「TABLE REQUEST サービス」といいます。）を使用している場合、本サービスと連携し、TABLE REQUEST サービス上で成立した予約情報を自動的に本サービスに反映させることができます。

2. ユーザーは、第三者が提供する飲食店予約サービス（サービス提供者がアナウンスしているものに限り、以下「対象グルメサイト」といいます。）上で成立した予約情報を自動的に本サービスに反映させることができます。

3. 本条に定めるもの以外の方法で成立した予約を本サービスに反映させる場合、サービス提供者等はその予約情報の本サービスへの反映について何ら保証しません。

第 14 条（禁止行為）

ユーザーは、本サービス等の利用に関し、以下の行為を行ってはならないものとします。

1. 法令、裁判所の判決、決定若しくは命令、又は法令上拘束力のある行政措置に違反する行為及びこれらを助長する行為又はそのおそれのある行為

2. サービス提供者又は他のユーザーその他の第三者に対する詐欺又は脅迫行為

3. 公序良俗に反し又は善良な風俗を害するおそれのある行為

4. サービス提供者又は他のユーザーその他の第三者の知的財産権、肖像権、プライバシー、名誉、その他の権利又は利益を侵害する行為又はそのおそれのある行為
5. サービス提供者の評判、信用等を毀損する行為
6. リバースエンジニアリング
7. 本サービスのネットワーク又はシステム等に過度な負荷をかける行為
8. 本サービスに接続しているシステム全般に権限なく不正にアクセスし又はサービス提供者設備に蓄積された情報を不正に書き換え若しくは消去する行為その他サービス提供者に損害を与える行為
9. 本サービスを利用して、以下に該当するとサービス提供者が判断する内容を送信又は投稿する行為
 - ・ サービス提供者等又は第三者の著作権その他の知的財産権、肖像権、プライバシー、名誉、その他の権利又は利益を侵害するもの
 - ・ 過度にわいせつな表現（性的な事物を連想させるとサービス提供者が判断した表現をいい、芸術性の有無を問いません。）、自殺、自傷行為を誘引、勧誘又は助長する表現、薬物・危険ドラッグの売買に関する情報又は薬物・危険ドラッグの不適切な利用を助長する表現、その他公序良俗に反するもの
 - ・ 残虐な表現その他人に不快感を与えるおそれのあるもの
 - ・ 有害なプログラム等を含むもの
 - ・ 営利を目的としたものや個人的な取引等を持ちかけるもの
 - ・ 宗教活動、政治活動などを目的としたもの
 - ・ 法令、ガイドラインに反するもの
 - ・ 本サービスに関連性のないもの
 - ・ その他サービス提供者が不適切と判断するもの
10. 本サービス上に掲載されているコンテンツを無断転載、無断使用する行為
11. サービス提供者等又は他のサービス利用者その他の第三者に成りすます行為
12. 他のユーザーのアカウント又はパスワードを利用する行為
13. 反社会的勢力等への利益供与行為
14. 営業活動、宗教活動、政治活動の目的で本サービスを利用する行為
15. ユーザー契約及び本サービスの趣旨・目的に反する行為
16. その他、サービス提供者が不適切と判断する行為

第 15 条（サービスの利用拒否等）

1. ユーザーが以下の各号のいずれかの事由に該当し又は該当するおそれがあるとサービス提供者が判断した場合、サービス提供者は、サービス提供者の裁量により、当該ユーザーによる本サービス等の利用拒否（アカウントの全部又は一部の停止、アカウントの削除等）の措置を取ります。この場合、サービス提供者は、当該ユーザーに対し、理由の説明その他何らの義務及び責任を負いません。
 - ・ 本規約に違反した場合
 - ・ サービス提供者からの連絡に対して 2 週間以上応答がない場合
 - ・ 第 7 条第 2 項に掲げる事由に該当する場合
 - ・ 登録店舗が事後的にサービス提供者の審査基準を満たさなくなった場合
 - ・ 本サービス等の運営・保守管理上必要であるとサービス提供者が判断した場合
 - ・ その他前各号に類する事由があるとサービス提供者が判断した場合

2. ユーザーは、前項に基づく措置後も、サービス提供者等、ユーザーその他の第三者に対するユーザー契約に基づく一切の義務及び債務（いずれも損害賠償債務を含みますが、これに限りません。）が残存している場合、これを免れるものではありません。

3. ユーザーが第1項各号に定める事由に該当するときは、サービス提供者等による措置の実施の有無にかかわらず、ユーザーがサービス提供者に対して負担する一切の債務につき、当然に期限の利益を失うものとします。

4. サービス提供者等は、第1項に基づきサービス提供者等が行った行為によりユーザーに生じた損害について一切の責任を負いません。

第16条（ユーザーに関する情報の収集等）

サービス提供者等は、ユーザー基本情報、本サービス等の利用状況に関する情報、本サービス上に登録された予約情報を、サービス提供者の裁量で、個人情報の保護に関する法律その他適用のある関係法令に違反しない態様で利用・公開し、又は統計的な情報として利用することができるものとし、ユーザーはこれに同意するものとします。

第17条（損害賠償）

1. ユーザーは、本規約に違反することにより、又は本サービス等の利用に関連してサービス提供者に損害を与えた場合、サービス提供者等に対しその損害を賠償しなければなりません。

2. ユーザーによる本サービス等の利用に関連して、サービス提供者等が、第三者から権利侵害その他の理由により何らかの請求を受けた場合、当該ユーザーは、当該請求に基づきサービス提供者等が当該第三者に支払いを余儀なくされた金額及び当該請求に係る紛争等の解決のためにサービス提供者等が負担した金額を賠償しなければなりません。

3. サービス提供者等は、本サービス等に伴いユーザーあるいは本契約者が被った損害につき、過去12か月間に当該ユーザーあるいは本契約者がサービス提供者に支払ったサービス利用料の総額を超えて賠償する責任を負わないものとし、また、付随的損害、間接損害、特別損害、将来の損害及び逸失利益にかかる損害については、賠償する責任を負わないものとします。

第18条（保証の否認及び免責）

1. サービス提供者等は、ユーザーによる本サービス等の利用につきこれらがユーザーの特定の目的に適合すること、期待する機能・商品的価値及び効果、正確性・有用性・完全性を有すること、ユーザーに適用のある法令に適合すること、及び不具合が生じないことについて、何ら保証するものではありません。

2. サービス提供者等は、ユーザーが本サービス等上で利用する又は管理する情報についてバックアップを行う義務を負うものではなく、これらの情報の消失に起因してユーザーの生じた損害につき、賠償する責任を負いません。

3. サービス提供者等は、本サービス等が全ての情報端末及びWEBブラウザに対応していることを保証するものではなく、また、仮に本サービス等の利用開始時に対応していた場合でも、本サービス等の利用に供する情報端末のOS又はWEBブラウザのバージョンアップ等に伴い本サービス等の動作に不具合が生じる可能性があることをユーザーはあらかじめ了承するものとします。サービス提供者等は、かかる不具合が生じた場合にサービス提供者等が行うプログラムの修正等により当該不具合が解消されることを保証するものではありません。

4. サービス提供者等は、本サービス等の提供の中断、停止、終了、利用不能又は変更、アカウントの削除又は消失、機器の故障又は損傷、その他事由の如何を問わず、本サービス等に起因又は関連して生じた損害につき、賠償する責任を負いません。

5. 本サービスに関し、ユーザーと第三者の間で紛争が生じた場合、ユーザーは、直ちにその旨をサービス提供者等に通知するとともに、自己の責任と費用においてこれを解決するものとし、サービス提供者等はこれに一切関与せず、また責任を負いません。

第 19 条（本規約上の地位の譲渡等）

1. ユーザーは、サービス提供者の書面による事前の承諾なく、ユーザー契約等上の地位又は本規約に基づく権利義務の全部又は一部を、第三者に譲渡し又は担保の目的に供することはできません。
2. サービス提供者等が本サービス等にかかる事業を他社に譲渡した場合には、当該事業譲渡に伴いユーザー契約等上の地位、権利及び義務を当該事業譲渡の譲受人に譲渡できるものとし、ユーザーは、かかる譲渡につき本項において予め同意したものとみなします。本項にいう事業譲渡には、サービス提供者等が消滅会社又は分割会社となる合併又は会社分割等による包括承継を含むものとします。

第 20 条（分離可能性）

本規約のいずれかの条項又はその一部が、法令等により無効又は執行不能と判断された場合であっても、本規約の残りの規定、及びその一部が無効又は執行不能と判断された規定の残りの部分は、継続して完全に効力を有し、サービス提供者及びユーザーは、当該無効若しくは執行不能の条項又は部分を適法とし、執行力をもたせるために必要な範囲で修正し、当該無効若しくは執行不能な条項又は部分の趣旨並びに法律的及び経済的に同等の効果を確保できるように努めるものとします。

第 21 条（サイトコントローラー機能）

本サービスに登録された登録店舗の予約状況等に関する一定の情報を、対象グルメサイト上の登録店舗のアカウントに対して自動で反映する機能（以下「サイトコントローラー機能」といいます。）のことをいいます。

1. ユーザーは、お申込みいただく料金プランに応じて、オプション機能であるサイトコントローラー機能を利用することができます。
2. ユーザーは、登録店舗の予約状況等に関する情報及び予約情報の取扱いを、サイトコントローラー機能の利用に必要な範囲でサービス提供者に委託するものとします。サービス提供者等はこれらの情報を個人情報保護に関する法律に則り適切に取り扱います。
3. ユーザーは、サービス提供者等に対して、ユーザーが保有する対象グルメサイト上の登録店舗のアカウント ID 及びパスワードを開示し、サービス提供者等がユーザーの使者としてユーザーに代わって当該アカウント ID 及びパスワードを使用することを許諾するものとします。サービス提供者等は、ユーザーから受領したアカウント ID 及びパスワードを厳重に保管・管理します。
4. ユーザーは、前項に基づきサービス提供者に対して開示したアカウント ID 及びパスワードを変更した場合は直ちにサービス提供者所定の方法で通知するものとします。サービス提供者等は、当該通知の遅滞によりサイトコントローラー機能が適切に機能しなかった場合、一切の責任を負わないものとします。
5. サイトコントローラー機能の技術上、対象グルメサイトに仕様変更等が発生した場合は、サイトコントローラー機能に不具合が生じる可能性があることをユーザーはあらかじめ了承するものとします。サービス提供者等は、仕様変更後の対象グルメサイトに適応するための改修を実施しますが、適応を保証するものではありません。
6. サイトコントローラー機能の技術上、対象グルメサイトへの情報反映のタイミングと新規予約のタイミングが重複した場合、ダブルブッキングの可能性を完全には排除しきれないことをユーザーはあらかじめ了承するものとします。サービス提供者等は、かかるダブルブッキングについて、一切の責任を負わないものとします。

7. ユーザーとの間でユーザー契約が終了した場合、サイトコントローラー機能の提供も当然に終了するものとします。

第 22 条（権利義務の譲渡禁止）

本契約者は、本規約に基づき、サービス提供者等に対して有する権利又はサービス提供者等に対して負う義務の全部又は一部を第三者に譲渡し、承継させ、又は担保に供することはできません。

第 23 条（本契約者が行う契約の解約）

本契約者は、あらかじめ 90 日前までにサービス提供者所定の解約申込書をサービス提供者に提出することにより契約を解約できるものとします。

第 24 条（サービス提供者が行う契約の解除）

1. サービス提供者は、本契約者が本規約の定めの一にでも違反した場合において、本サービスの提供を停止することができ、相当期間を定めて本契約者に対し当該違反又は当該停止の原因となった事由を是正するよう催告し、当該期間内にその是正がなされないときは、当該期間の経過をもって当然に本規約の全部又は一部を解除し、被った損害の賠償を第 17 条に基づき本契約者に請求することができるものとします。

2. サービス提供者及び本契約者は、相手方が次の各号の一に該当した場合（サービス提供者においては、第 2 号、第 5 号乃至第 7 号、第 12 号に該当した場合）、何らの通知又は催告を要せず、直ちに本規約の全部又は一部を解除し、被った損害の賠償を第 17 条に基づき請求することができるものとします。

- (1) 本規約の定めに違反があり、当該違反の性質又は状況に照らし、違反事項を是正することが困難であると認められるとき。
- (2) 第 15 条の定めに違反したとき。
- (3) サービス提供者等への届出内容が事実と反していることが判明したとき。
- (4) 本規約に定める義務を履行する見込みがないと認められるとき。
- (5) 支払の停止があったとき、支払不能の状態に陥ったとき、破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始若しくは特別清算開始の申立てがあったとき、手形交換所の取引停止処分を受けたとき、又は仮差押え、保全差押え若しくは差押えを受けたとき。
- (6) 監督官庁から営業停止又は許可取消し等の処分を受けたとき。
- (7) 法令若しくは公序良俗に反する行為を行ったとき。
- (8) サービス提供者等又は第三者の知的財産権その他の権利又は利益を侵害したとき。
- (9) 利用者向けサービスを通じてウィルス・プログラムその他の有害プログラム等を本サービス利用者その他の第三者に送信したとき。
- (10) サービス提供者等又は第三者のソフトウェア、機器、設備等の利用又は運営に支障を及ぼしたとき。
- (11) 本サービスの運営を妨げ、又は支障を及ぼしたとき
- (12) 相手方に重大な危害又は損害を及ぼしたとき。
- (13) その他、本規約を継続できないと認められる相当の事由があるとき。

第 25 条（本サービスの提供中断）

1. サービス提供者等は、次の各号のいずれかに該当する場合には本サービスの全部又は一部の提供を中断することがあります。

- (1) 天災地変等の不可抗力により本サービスの提供ができなくなったとき
- (2) サービス提供者等の機器・設備等の保守又は工事を実施する必要があるとき
- (3) サービス提供者等の機器・設備等に故障、障害その他やむを得ない事由が生じたとき
- (4) 災害の予防若しくは救援、交通、通信若しくは電力の供給の確保又は秩序の維持に必要な通信その他公共のために必要があるとき

- (5) サービス提供者等の運用上又は技術上、サービス提供者が本サービスの全部又は一部の提供を中断する必要があると判断したとき
2. サービス提供者等は、前項の定めにより本サービスの全部又は一部の提供を中断する場合は、あらかじめその旨を本契約者に通知するものとします。ただし、緊急等のやむを得ない場合はこの限りではありません。
3. 第 1 項の定めに基づき本サービスの提供を中断したことにより本契約者に何らかの損害が生じた場合であっても、サービス提供者等は一切その責任を負いません。

第 26 条（本サービスの廃止）

1. サービス提供者等は、サービス提供者の事業上の事由により本サービスの提供が困難となった場合は、事前に本契約者に通知した上で、本サービスの全部又は一部を廃止することができるものとします。なお、サービス提供者等は、本サービスの全部又は一部を廃止する場合は、本契約者と協議の上、本サービスの終了日を決定するものとし、当該廃止の時点をもって本規約も当然に終了するものとします。
2. サービス提供者等は、前項の定めにより、本サービスの全部又は一部を廃止するときは、本契約者に対し、廃止する日の 60 日前までにその旨を通知します。
3. 第 1 項の定めに基づき本サービスの全部又は一部を廃止したことにより本契約者に何らかの損害が生じた場合であっても、サービス提供者等は一切その責任を負いません。

第 3 章 その他、一般条項

第 27 条（使用許諾）

1. 本サービスに関する特許権、実用新案権、意匠権、著作権、商標権その他の知的財産権（以下「知的財産権」といいます。）は、サービス提供者等に帰属します。サービス提供者等は、本契約者に対し、本契約者が、本規約の有効期間内において、利用者向けサービスを提供するために必要な範囲内に限り、本サービス利用者に本サービスを日本国内において使用させることのできる譲渡不能および再許諾できない、かつ非独占的な権利を許諾します。
2. 前項に基づくサービス提供者等による使用許諾は、本契約者に対し何らの知的財産権の移転を伴うものではなく、また、本契約者に対し本サービスの利用に必要な範囲を超えてこれらの知的財産権の使用又は利用を認めるものではありません。

第 28 条（個人情報の取り扱い）

1. 本契約者が、本サービスを利用するにあたってサービス提供者が取得する個人情報及びプライバシー情報（以下、総称して「本個人情報」といいます。）は、次の各号に定めるとおりとし、本個人情報はサービス提供者が別に定める「プライバシーポリシー」に従って取り扱われます。
- (1) 本契約者情報
 - (2) 本契約者に関する基本情報（氏名、住所、電話番号、電子メールアドレス等）及び顧客の情報
 - (3) 利用者向けサービスにかかる本サービス利用者の閲覧履歴、サービス利用履歴、利用状況
 - (4) 本サービス利用者に付与された番号・記号その他の符号
 - (5) 本サービス利用者の対応記録
 - (6) その他法令を遵守したうえで適切に取得する個人情報
2. サービス提供者等は、本契約者が第 17 条第 2 項に基づき顧客から適切に同意を得ることを条件として、次の各号に定める目的で本個人情報を利用することができるものとします。

- (1) 本サービスを提供、改善すること
- (2) 顧客に対し、電子メール、本サービス内広告その他の手段により、サービス提供者等又は第三者の商品、サービスに関する情報の提供、各種提案を行うこと
- (3) サービス提供者等が本契約者に対して、本サービス利用者の利用状況などの他の情報を提供すること

3. サービス提供者等は、ユーザー基本情報、本サービス等の利用状況に関する情報、本サービス上に登録された予約情報を、当社の裁量で、個人情報の保護に関する法律その他適用のある関係法令に違反しない態様で利用・公開し、又は統計的な情報として利用することができるものとし、ユーザーはこれに同意するものとします。

第 29 条（秘密保持）

1. サービス提供者及び本契約者は、相手方の事前の書面による承諾なくして、本規約を通じて相手方から口頭又は書面を問わず開示されたアイデア、ノウハウ、図面、写真、仕様、データなどの相手方の技術上、営業上及び業務上の一切の情報（以下「秘密情報」といいます。）を本規約の目的以外の目的に使用せず、また第三者に開示、漏洩しないものとします。

2. 前項の定めにかかわらず、被開示者が次の各号の一に該当することを立証した情報は、秘密情報に含まれないものとします。

- (1) 開示を受けた際、すでに公知であった情報
- (2) 開示を受けた際、自らが既に保有していた情報
- (3) 開示を受けた後、自らの責めに帰さない事由により公知となった情報
- (4) 開示を受けた後、その情報によらず自らの開発により知得した情報
- (5) 正当な権限を有する第三者から秘密保持の義務を負わず適法に知得した情報

3. サービス提供者及び本契約者は、自己の役職員に秘密情報を開示するときは、当該役職員（退職又は退任後も含みます。）が当該義務に違反することのないように、必要な措置を講じなければならないものとします。

4. サービス提供者及び本契約者が本条の定めに基づき第三者に秘密情報を開示する場合は、当該第三者に本規約に定める自己の義務と同等以上の義務を課すものとします。なお、この場合において、当該第三者が当該義務に違反し、相手方に損害を与えたときは、サービス提供者又は本契約者は自らの故意・過失の有無にかかわらず、相手方が被った一切の損害を賠償するものとします。

第 30 条（秘密書類の保管及び複製等の禁止）

1. サービス提供者及び本契約者は、秘密情報に関する全ての文書その他の媒体（電磁的に記録されたものをみます。）及びそれらの複製物（以下総称して「秘密書類」といいます。）を他の資料又は物品と明確に区別し、善良なる管理者の注意をもって保管するものとします。

2. サービス提供者及び本契約者は、事前に相手方の書面による承諾がない限り、秘密書類の全部又は一部を複製し、又は改変することはできないものとします。

3. サービス提供者及び本契約者は、本規約が終了し、又は本規約の有効期間中に相手方から要求を受けたときは、相手方の指示に従い、速やかに秘密情報を収録した全ての文書、図面、電磁的記録媒体等の媒体及びそれらの複製・複写物、改変物を当該相手方に返還し、又は破棄するものとします。

第 31 条（反社会的勢力の排除）

サービス提供者及び本契約者は、次の各号のいずれか一にも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを表明し、保証するものとします。

- (1) 自ら（法人その他の団体にあっては、自らの役員を含みます。）が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から 5 年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等その他これらに準じる者（以下総称して「暴力団員等」といいます。）であること。
- (2) 本契約者が法人その他の団体の場合にあっては、暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること。
- (3) 本契約者が法人その他の団体の場合にあっては、暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること。
- (4) 自ら若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること。
- (5) 暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること。
- (6) 本契約者が法人その他の団体の場合にあっては、自らの役員又は自らの経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること。

2. サービス提供者及び本契約者は、自ら又は第三者を利用して次の各号のいずれか一つにでも該当する行為を行わないことを保証するものとします。

- (1) 暴力的な要求行為
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
- (3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- (4) 風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いてサービス提供者の信用を毀損し、又はサービス提供者の業務を妨害する行為
- (5) その他前各号に準ずる行為

第 32 条 （法令等の遵守）

本契約者は本規約の定めに従うほか、関係法令等を遵守するものとします。

第 33 条 （準拠法）

本規約の成立、効力、解釈及び履行については、日本国法に準拠するものとします。

第 34 条 （合意管轄）

本規約に関する一切の紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第 35 条 （協議事項）

本約款に定めのない事項又は本約款各条項の解釈について疑義が生じたときは、サービス提供者と本契約者との間で誠意をもって協議の上、定めるものとします。

附則 2025 年 1 月 21 日 制定